

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る 貨物自動車運送事業安全性評価事業の特例措置について

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2021年度貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」について、下記のとおり特例措置を講じます。

1. 評価項目に係る特例措置

3. 安全性に対する取組の積極性(配点21点)

新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった取組について、下記の自認項目に限り、別に定める自認書で評価をいたします。

項目2. 事業所内で安全対策会議(安全に関するQC活動を含む。)を定期的実施している。

安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてののみ自認書(別紙1)で確認いたします。

項目3. 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議を定期的実施している。

安全対策会議について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった1回についてののみ自認書(別紙2)で確認いたします。

項目5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。

外部機関の研修について、感染拡大の影響がある期間に開催予定であった研修会について自認書(別紙3)で確認いたします。

【2021年8月25日追加】

1. 安全性に対する法令の遵守状況(配点40点)

(1)中項目1から5(地方実施機関による巡回指導結果)について

新規申請、更新申請A方式またはB方式を選択した場合であって、巡回指導の実施が困難な場合については、直近の巡回指導結果を点数化し、評価を実施します。(直近の巡回指導結果がない場合は、期限までに巡回指導を実施いたします。)